

成田市 鳥獣被害対策実施隊

1. 設置の目的

本市における有害鳥獣駆除は地元猟友会に委託しているが、イノシシの生息範囲拡大や猟友会の高齢化等により、猟友会だけの駆除が困難となっていることから、捕獲体制の整備が急務である。

鳥獣被害対策の人材育成に対して、国・県は「鳥獣被害対策実施隊」を中心とした地域ぐるみの対策を推進しており、実施隊の人数に応じて交付金が支給される仕組みとなっている。実際に近隣市町では、佐倉市や富里市、香取市、多古町において実施隊が設置されている。

以上のような状況を踏まえ、本市においても地域のリーダーとして「鳥獣被害対策実施隊」を設置することとし、令和5年度については、イノシシの目撃情報が多く、研修会や補助事業の実施により、地域ぐるみの対策に対する機運が高まっている公津地区において、実施隊を中心とした地域ぐるみの対策を実施する。

2. 業務内容

- (1) 地域住民と連携した被害防止施策の推進に関する事
- (2) 被害防止施策の技術の向上及び普及に関する事



地域によって、求められる対策が異なるため、下記の業務を中心に、必要となる業務を柔軟に選択して実施していく

[具体的な業務内容]

- (1) 被害対策実施のための出役・被害状況・対策状況の現地調査
- (2) 調査結果を踏まえた改善項目の市への提言
- (3) 現地住民と連携したワナの設置等による被害対策の実施
- (4) 被害対策技術に関する研修受講、会議出席
- (5) その他、上記に附帯する事項

3. 勤務体系

- (1) 成田市の非常勤特別職とする。
- (2) 報酬は月額8000円（4時間未満4000円）とする。
- (3) 勤務日数は概ね年間30日、勤務時間は概ね1日4時間と想定する。
- (4) 実施隊の人数は1地区あたり4人とする。